

確定申告

忘れていませんか？

平成26年分所得税の確定申告の受け付けは、3月16日(月)、消費税および地方消費税（個人事業者）の確定申告の受け付けは3月31日(火)までになります。

期日間近になると、税務署は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」「確定申告の手引き」を参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

確定申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp/>】の「確定申告書等作成コーナー」でも作成することができます。

作成しました確定申告書は、郵送などで提出できます。

また、役場では、所得税の確定申告相談を先月から実施しています。期限間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、できるだけ次の地域指定日をご利用ください。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑧番窓口☎485-2111内線154）

平成26年分 申告相談日程表

月日	曜日	受付時間	対象地域	場 所	
3月	2日	月	午前9時30分～午後2時	第1・5・6・7・西和・市街・沼の上以外の阿歴内	阿歴内公民館
	3日	火	午前9時30分～午後2時	塘路全域	塘路住民センター
	4日	水	午前10～11時	駒ヶ丘荘（予備日：悪天候であった地域）	駒ヶ丘荘
	5日	木	午前9時30分～午後2時	共和・下茶安別・中茶安別以外の茶安別	役場大会議室
	6日	金	午前9時30分～午後2時	オソベツ	
	9日	月	午前9時30分～午後2時	ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生	
	10日	火	午前9時30分～午後2時	五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和	
	11日	水	午前9時30分～午後3時	全地域	
	12日	木	午前9時30分～午後3時		
	13日	金	午前9時30分～午後3時		
16日	月	午前9時30分～午後3時			

※悪天候により職員が会場に出向けない場合は、日をあらためて対応します。上記へ問い合わせください。

自動車税のお知らせ

グリーン化税制が変わりました

自動車税は、環境負荷に配慮した税率で課税されていますが、平成27年度から次のとおり変更となります。

【主な変更点】

- ①基準を満たした自動車の自動車税を軽減する割合が150%→75%
- ②25%→50%となります。
- ③一定の年数を経過した乗用車・キャンピング車などは、自動車税を上乗せする割合が、10%→15%となります。

詳しくは、道税ホームページまたは札幌道税事務所自動車税部（☎011-746-1190）

道税 グリーン化税制

検索

募集 日常清掃員

勤務場所 町立病院

●募集人数…1名（60歳まで）

●勤務時間…7:00～11:00

12:30～16:30

※曜日により勤務時間が変わります

●休 日…土曜もしくは日曜（シフト制）

●給 与…会社規定による

●そ の 他…雇用保険、制服貸出、委細面談

太平ビルサービス株式会社 釧路支店

〒085-0017

釧路市幸町6-1-6朝日生命釧路ビル3F

☎0154-24-2914（担当：北村・佐々木）

軽自動車税の税率 引き上げ時期の延期について

広報しべちの平成26年12月号と平成27年1月号でお知らせした軽自動車税の税率改正について、二輪車の税率の引き上げ時期が平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期されることになりました。ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

◎原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車の税率を次のとおり引き上げます。

車種区分		税率	
		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
もっぱら雪上を走行するもの		2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円

この部分が平成28年4月1日から実施されます。

廃車 名義変更 手続きはお済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有（登録）されている方に年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をしても、月割り課税とはならず、その年度分の軽自動車税を納めていただくこととなりますので、注意してください。

◎廃車などの手続きに関する問い合わせ先

車種	手続き(申告)場所・問い合わせ	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ・125cc以下のバイク ・ミニカー など	役場税務課税務係	<ul style="list-style-type: none"> 新所有者の認印 標識（ナンバープレート） 標識交付証明書
小型特殊自動車 ・農耕作業用（トラクターなど） ・その他特殊作業用（ホイールローダーなど）		
軽四輪自動車 ・660cc以下の軽四輪車 軽二輪車 ・125ccを超え250cc以下のバイク	釧路軽自動車協会 (☎0154-51-0745)	譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせしてください。
二輪の小型自動車 ・250ccを超えるバイク	北海道運輸局釧路運輸支局 (☎0154-51-2522)	

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑧番窓口☎485-2111内線153）